

令和2年度 第1回角田市総合教育会議

日 時 令和2年11月19日（木）
午後1時45分～
場 所 301会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 開会あいさつ（市長）
- 3 協 議
 - (1) 教育振興基本計画の延長及び見直しについて
【教育総務課：資料1】
 - (2) 所信表明について
【黒須市長：資料2】
- 4 そ の 他
- 5 閉会あいさつ（教育長）
- 6 閉 会

角田市教育振興基本計画の延長及び見直し

1. 角田市教育振興基本計画

角田市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定による「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」と、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定による「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の性格を併せ持つものである。

「教育振興基本計画」は、「地方公共団体」が定めるものであり、変更には教育委員会での議決が必要である。一方、「大綱」は「地方公共団体の長」が策定しなければならないもので、その変更には総合教育会議において協議が必要である。

当該基本計画策定時の平成27年度第2回角田市総合教育会議において下記のとおり協議を行っている。

- (1) 当該基本計画の基本方向は長期総合計画後期基本計画の内容と一致していること。
- (2) 進行管理は後期基本計画と合わせ実施していくこと。
- (3) 当該基本計画の見直しの時期は、次期総合計画と合わせること。
- (4) 「大綱」については第3章部分とすること。

なお、平成30年第1回角田市総合教育会議において角田市教育振興基本計画の一部改正を協議している。一部改正の内容は第4章に幼稚園・小学校・中学校の在り方の追加を行ったものである。

教育基本法（平成18年法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔昭和31年法律第162号〕

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

2. 計画の期間

角田市教育振興基本計画は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 か年計画で、計画期間を前期 5 か年と後期 5 か年に区分し、前期終了時点で評価を行い、必要な見直しを行うことにしている。角田市第 5 次長期総合計画との整合性を図り必要に応じ本計画を見直すこととしている。

3. 角田市第 5 次長期総合計画基本構想の計画期間の変更への対応

令和 2 年 2 月議会において、角田市第 5 次長期総合計画基本構想の目標年度を下記のとおり変更している。

当初目標年度：令和 2 年度(2020 年度) → 変更後目標年度：令和 3 年度(2021 年度)

角田市教育振興基本計画については前述のとおり、

- ・基本方向が長期総合計画後期基本計画の内容と一致。
- ・進行管理を後期基本計画と合わせ実施。
- ・見直し時期を次期総合計画と合わせる。

としていることから、①前期計画を延長し、あわせて、②第 6 次長期総合計画の期間や考えと合わせた第 2 次の教育振興基本計画の作成を目指す。

年度	H23~H27	H28~R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9~R13
	2011~2015	2016~2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027~2031
市基本構想	第 5 次長期総合計画		延長	第 6 次長期総合計画					
市基本計画	前期基本計画	後期基本計画	延長	前期基本計画				後期基本計画	
現在の教育振興基本計画	H27 策定	前期基本計画	後期基本計画						
延長案教育振興基本計画	H27 策定	前期基本計画	延長	第 2 次教育振興基本計画 (前期基本計画)				後期基本計画	

4. 計画の変更スケジュール

日程	項目	内容
~R2 年 10 月	教育委員会事務局内での検討	計画の延長等の検討
R2 年 11 月 19 日	総合教育会議（市長・教育委員）	教育大綱の変更について協議
R2 年 11 月 19 日	教育委員会定例会	教育振興基本計画の変更の議決
R2 年 11 月 19 日~	変更後の教育振興基本計画の適用	-

第5次から第6次へ

角田市の目指すまち
(第5次長期総合計画)
「心豊かな個性を育むまち」

- 1 角田市の教育を取り巻く社会状況
- (1) 人口減少と少子高齢化社会
 - (2) 高度情報化社会
 - (3) 国際化の進展
 - (4) 家庭環境や地域の変化

- 2 学校教育の現状と課題
- (1) 学校教育の現状と課題
 - (2) 小・中学校等の教育施設等の現状と課題
 - 3 社会教育（生涯学習）の現状と課題
 - (1) 生涯学習の現状と課題
 - (2) 生涯学習の保存活用の現状と課題
 - (3) 生涯学習の振興と交流の現状と課題

教育大綱部分



4 教育の基本理念
(理念：計画などの根拠にある根本的な考え方)
「持続可能な社会を実現する人づくり」

○「基本理念—持続可能な社会」について
どんなに時代が変化しようとも、「人間が人間としてより良く生きられる社会を持続させていきたい」と誰もが願っている。こうした社会の実現のために、より質の高い生活を次世代もきむすべての人にもたらし「豊かな感性を身に付け、創造的に社会のために行動できる人」を育てることを目標として、学校教育と社会教育を連動させ、各施策を展開していく。

5 基本目標

- 基本目標(1) 夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、未来を創造する力を育成する。
- 基本目標(2) 感性豊かで健やかな体を持ち、かけがえのない命を大切に育てる子どもを育成する。
- 基本目標(3) 学校・家庭・地域の連携の強化を図り、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。
- 基本目標(4) あらゆる世代が生きがいを持って学び続ける生涯学習機会の充実を図る。
- 基本目標(5) 地域に伝わる歴史・文化遺産を大切に保存活用しながら、次世代に引き継ぐ。
- 基本目標(6) 市民一人一人が人生を豊かに過ごせるよう芸術文化活動を推進する。
- 基本目標(7) 市民一人1スポーツを目指し、健やかな心と体をつくる生涯スポーツを推進する。

6 基本方向

- 基本方向(1) 学校教育の充実
- 基本方向(2) 小中学校等の教育施設等の充実
- 基本方向(3) 生涯学習の充実
- 基本方向(4) 歴史・文化資源の保存活用
- 基本方向(5) 芸術文化の振興と市民参加
- 基本方向(6) 地域スポーツの振興と交流

7 実施する施策

- 【重点的取組1】
 - (1) 確かな基礎学力の定着
 - (2) 豊かな心・広い視野・健やかな体づくり・キャリア教育の推進
 - (3) 安全・安心な教育環境づくり
 - (4) 地域に開かれた学校づくり
- 【重点的取組2】
 - (1) 学校施設等の充実
 - (2) 学校給食の充実
- 【重点的取組3】
 - (1) 生涯学習推進体制の充実
 - (2) 生涯学習機会の充実
 - (3) 生涯学習関連施設の充実
 - (4) 人材の育成と社会教育関係団体への支援
- 【重点的取組4】
 - (1) 歴史文化資源の保全・継承
 - (2) 祭りや郷土芸能の継承
 - (3) 郷土資料館の充実
- 【重点的取組5】
 - (1) 市民センター機能を活用した芸術文化活動の推進
 - (2) 文化活動を行う団体・個人への育成支援
- 【重点的取組6】
 - (1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - (2) 地域に夢と活力をもたらすスポーツ交流の推進
 - (3) 誰もが快適に楽しむことができるスポーツ環境の整備

個別計画 ○学校向上等のプラン ○スポーツ推進計画 ○教育推進計画 等

第5次長期総合計画の基本計画（第4章）と一致
長総見直し時に併せて見直す。

角田市教育振興基本計画の変更の新旧対照表

改 正 案											現 行																
角田市教育振興基本計画											角田市教育振興基本計画																
第 1 章											第 1 章																
1～2 省略											1～2 省略																
3 計画の期間											3 計画の期間																
<p>本計画は、平成 28 年度から令和 3 年度までの 6 か年計画とします。</p> <p>また、角田市第 5 次長期総合計画との整合性を図り必要に応じて本計画を見直します。</p>											<p>本計画は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 か年計画とします。なお、計画期間を前期 5 か年と後期 5 か年に区分し、前期終了時点で評価を行い、必要な見直しを行います。</p> <p>また、角田市第 5 次長期総合計画との整合性を図り必要に応じて本計画を見直します。</p>																
年度(平成)	23	24	25	26	27	28	29	30	31		年度(平成)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
年度(令和)									元	2	3	第 5 次長期総合計画	前期					後期									
第 5 次長期総合計画	前期					後期																					
教育振興基本計画											前期					後期											
第 2 章～第 5 章 省略											第 2 章～第 5 章 省略																

角田市教育振興基本計画 (一部改正案)

持続可能な社会を実現する人づくり

平成28年3月

(平成30年5月・令和2年11月一部改正)

角田市・角田市教育委員会

改正等履歴

履歴	年月	改正の主な内容	備考
新規策定	平成 28 年 3 月	—	
一部改正（第 1 回目）	平成 30 年 5 月	幼稚園・小学校・中学校の 在り方検討の追加	
一部改正（第 2 回目）	令和 2 年 11 月	計画の期間の変更	

ごあいさつ

近年、我が国では人口減少や少子高齢化、高度情報化社会、国際化の進展、家庭環境や地域社会の変化など、社会を取り巻く環境は大きく変化しており、教育分野においても早急に対応しなければならない様々な課題が生じています。これまで本市においても様々な教育課題の解決に向けて取り組んで参りました。

こうした中、平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、新しい時代の教育の目的と理念が示されました。また、平成 26 年 6 月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、新しい教育委員会制度がスタートしたところです。

これを受け、本市では「角田市第 5 次長期総合計画」と連動しながら毎年、実施計画を立て、様々な教育施策の推進を図ってきましたが、今般、新たに教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「角田市教育振興基本計画」を策定しました。

また、本計画は新しい教育委員会制度で策定が義務付けられている「大綱」としても位置付けることとし、市長と教育委員会が十分に意思疎通を図り、連携を強化しながら教育行政を進めていきます。

本計画では、「持続可能な社会を実現する人づくり」を基本理念に掲げ、学校教育、社会教育（生涯学習）それぞれの分野において、今後 10 年間を通して目指していく目標や具体的な施策を示しました。策定した本計画をもとに、学校・家庭・地域等との連携を図りながらより良い教育の振興を図って参ります。

策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、学校教育審議会委員、社会教育委員、各関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本計画の実現に向けより一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

角田市長 大友喜助
角田市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 本市教育の現状と課題

- 1 本市教育を取り巻く社会状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (1) 人口減少と少子高齢化社会
 - (2) 高度情報化社会
 - (3) 国際化の進展
 - (4) 家庭環境や地域の変化
- 2 学校教育の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (1) 学校教育の現状と課題
 - (2) 小・中学校等の教育施設等の現状と課題
- 3 社会教育（生涯学習）の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - (1) 生涯学習の現状と課題
 - (2) 歴史・文化資源の保存活用の現状と課題
 - (3) 芸術文化活動の推進の現状と課題
 - (4) 地域スポーツの振興と交流の現状と課題

第3章 本市教育の目指す姿

- 1 目指す姿（教育の基本理念）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第4章 施策の展開

- 1 施策の全体体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 2 施策の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 3 重点的取組
 - 重点的取組1 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - 重点的取組2 小・中学校等の教育施設等の充実・・・・・・・・・・・・・19
 - 重点的取組3 生涯学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - 重点的取組4 歴史・文化資源の保存活用・・・・・・・・・・・・・21
 - 重点的取組5 芸術文化の振興と市民参加・・・・・・・・・・・・・22
 - 重点的取組6 地域スポーツの振興と交流・・・・・・・・・・・・・23

第5章 計画の推進

- 1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 2 関係部局との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 3 情報の発信と収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

角田市では、これまで教育行政の基本目標及び基本理念である角田市教育基本方針を定め、その実現に向けた様々な取組を展開し、本市教育の振興を図ってきました。

しかし、近年、人口減少・少子高齢化の進行、厳しい行財政環境等、様々な課題が加速度的に山積し、行政として早急な対応と根本的な改善が求められています。

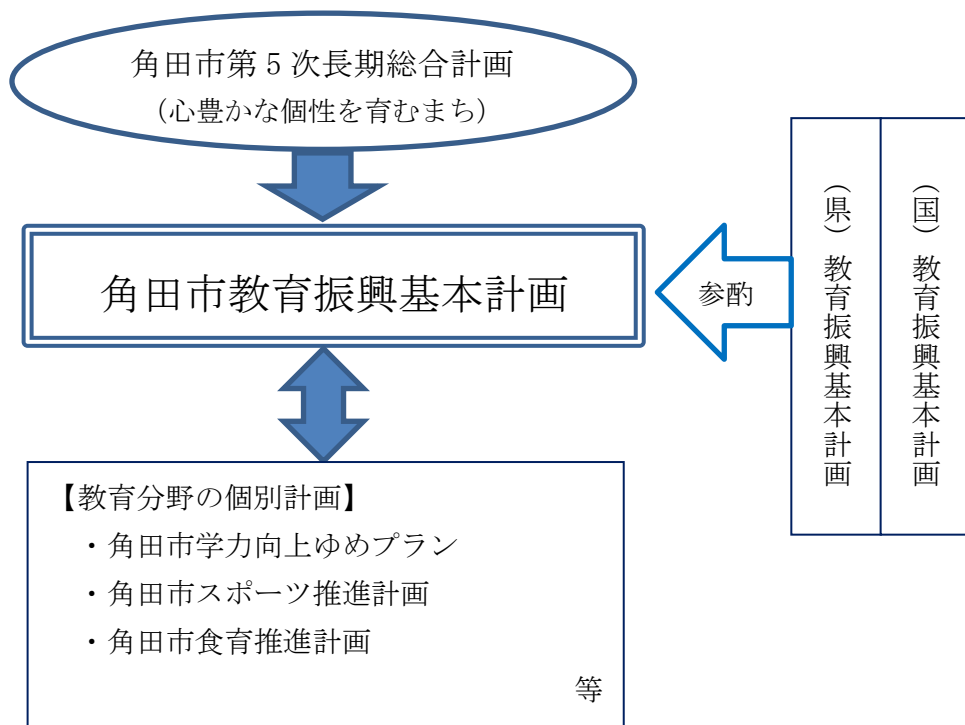
また、社会構造の著しい変化に伴い、日本の教育及びそれを取り巻く環境の厳しさが指摘され、教育現場では学力向上等の諸問題が顕在化しており、それぞれの課題への確に対応する取組が求められています。

これらの状況を踏まえ、本市の教育行政の指針となる方向性を明らかにし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、角田市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）として策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。

また、本計画は、角田市第5次長期総合計画の教育に関連する施策全体を網羅するとともに、それらをより具体的に整理し、既存の教育に関する個別計画との整合性を確保し、これらの個別計画の上位計画として位置付けます。



3. 計画の期間

本計画は、平成 28 年度から令和 3 年度までの 6 か年計画とします。

また、角田市第 5 次長期総合計画との整合性を図り必要に応じて本計画を見直します。

年度(平成)	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
年度(令和)									元	2	3
第 5 次長期総合計画	前期					後期					
教育振興基本計画											

第2章 本市教育の現状と課題

1. 本市教育を取り巻く社会状況

(1) 人口減少と少子高齢化社会

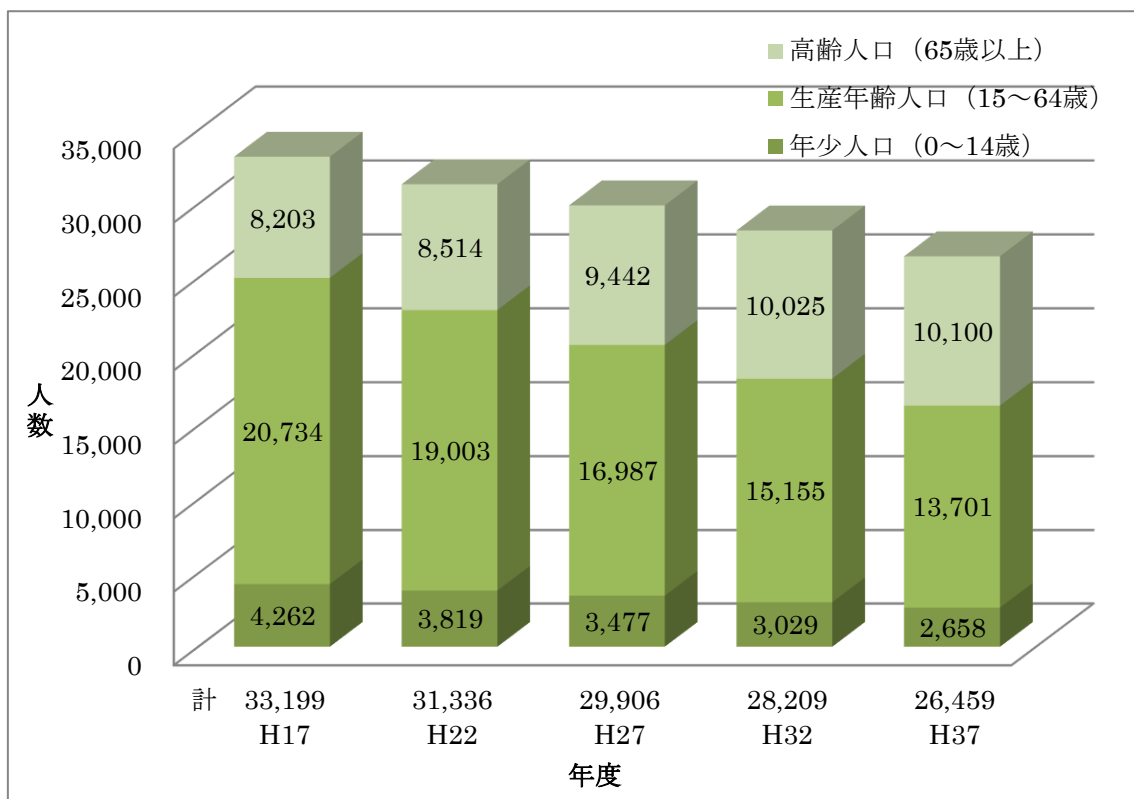
人口の減少と少子高齢化の進行は全国的な傾向にあり、本市においてもこの傾向は一層進むものと考えられます。

現在の角田市の総人口は30,505人（H27.8末現在）であり、10年後の平成37年度には約26,500人になり約13%の人口が減少する見込みです。

また、その内訳として15歳未満の年少人口は3,578人（H27.8末現在）が平成37年度には約2,700人になり約25%減少するのに対し、高齢人口は9,440人（H27.8末現在）が平成37年度には約10,100人になり約7%増加する見込みであり、少子高齢化がますます進行していきます。

このような状況は、これからの経済へ大きく影響を与え、年金支給、医療費、介護費の増加、さらに児童生徒数の減少による学校規模の縮小等教育への影響も懸念されます。

◆角田市の人口の推移と推計（国立社会保障・人口問題研究所 H25.3公表より）



(2) 高度情報化社会

科学技術の進歩により情報化社会が急速に進展し、産業、経済、社会生活等が大きく変化してきました。インターネット、携帯電話等によって様々な情報の入手・発信が容易に出来るようになり、今後ますますその利用が拡大していくと予想されます。

しかし、その利便性の一方で、子どもの健全な成長の阻害要因となっていることが自覚されないままになっています。

さらにインターネット上に行き交う情報は書籍等と違い、社会的信頼性を獲得していないものも多く含まれており、情報化社会自体の脅威となっています。

(3) 国際化の進展

近年の社会において、グローバル化の進展により、国内外の人々との交流が増え、その影響は国境を越えて、経済界のみならず社会や個人の様々な営みにまで波及し、あらゆる活動が行われています。

このような中で、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深めるとともに、他国の文化を尊重し理解を深め、国際社会に対応できる人材の育成が必要となっています。

(4) 家庭環境や地域の変化

家庭環境においては核家族化の進行、共働き世帯、単身世帯の増加等家族形態の変容のほか、価値観やライフスタイルの多様化により、家庭や地域の子育て力・教育力が低下する等、子どもが育つ生活環境が大きく変化しています。また、地域社会等のつながりや支え合いが希薄になる等、コミュニティ機能の低下が指摘されています。

このような状況の中で、コミュニティの活性化や子育て世帯に対する支援等を充実することが求められています。

2. 学校教育の現状と課題

(1) 学校教育の現状と課題

本市では、家庭・地域との連携を図りながら、地域の実態に応じた特色ある学校運営により、『自ら学び、自ら考える力』を育む教育を進めています。

基礎学力については、家庭と連携して向上に努めるとともに、放課後・夏休み・冬休み学習室の開催、コミュニケーション能力の育成と広い視野を持った児童生徒の育成を目指した英語教育を行っています。また、今日の情報化社会に対応した情報教育を推進するとともに、パソコン等情報機器の整備を着実に進めてきました。さらに、各地域の特色を生かした田植えや稲刈り等の体験学習や、国内外の姉妹都市との交流活動等を行い、社会性を育み、広い視野を持った児童生徒の育成に努めてきました。今後も引き続きこれらの取り組みを進めていく必要があります。

体力については、運動する・しないとといった二極化や体力の低下傾向が続いており、肥満率も高くなってきていることから、運動を通じた健康の増進と体力・運動能力の向上を図ることが必要です。

一方、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめや悩みへの対応、経済的困難を抱える子どもへの支援、特別に支援が必要な児童生徒に対する特別支援教育支援員の配置等、教育環境の向上に努めてきましたが、今後も引き続き推進する必要があります。

また、地域の自然環境や災害についての基礎的・基本的事項を理解できるようにし、状況に応じた的確な判断や行動ができる力を持った児童生徒の育成が求められています。

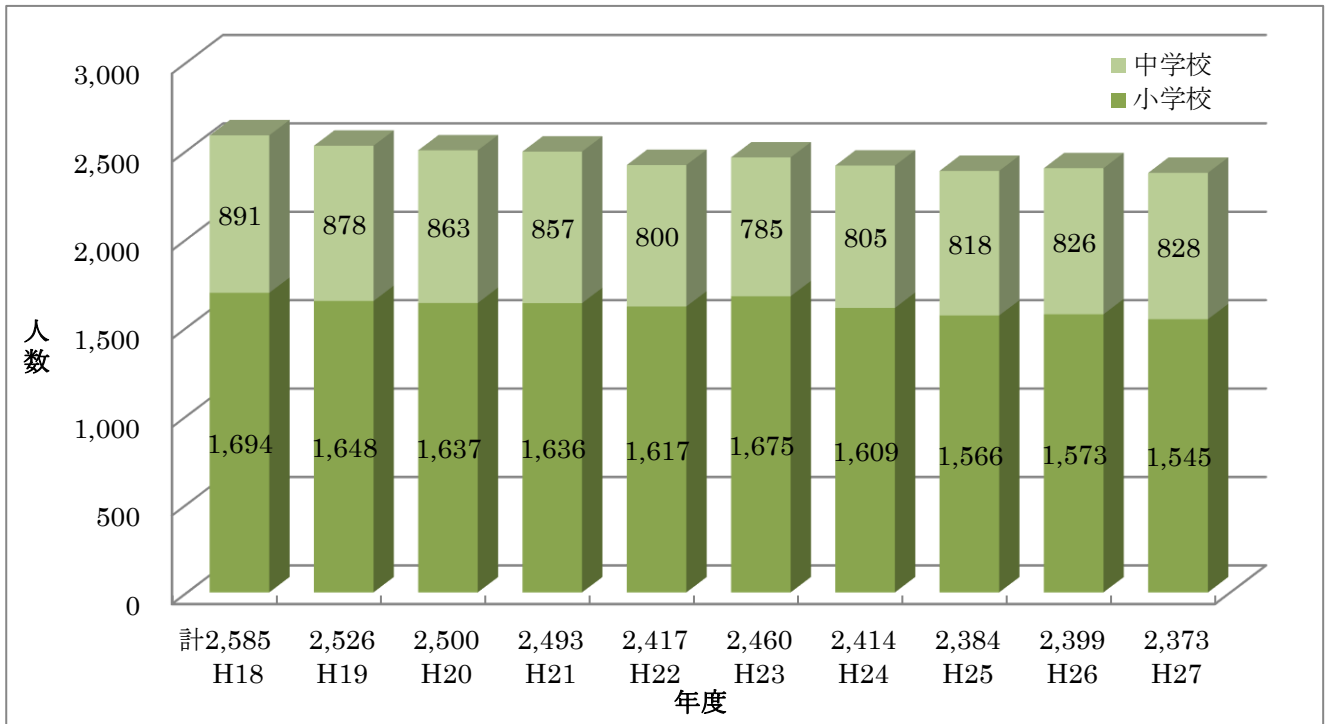
これからの学校教育においては、児童生徒一人一人の環境を考慮したきめ細かな指導・対応が必要とされています。そのためには学校・家庭・地域が連携して児童生徒の育成にあたることが重要であり、その環境づくりを推進していくことが求められています。

現在の学校教育等の指導は学びのリテラシー※1 定着の個人差が大きく、一斉指導等の効率的な実施が難しい状況にあります。

この解決には乳幼児からの育成が不可欠でありそのための親の学びが必要となります。子どもを育てるための親の学びの機会の提供により学校教育との一貫性、連続性を確立することが新たな視点として必要になります。

※1 学びのリテラシー：脳科学に基づき、知性と感性をバランスよく育てることにより、その後の学びが円滑に行われる基本の能力（考える力のリテラシーともいう。）。

◆市内小中学校の児童生徒数の推移 (各年4月1日現在(単位:人))



◆市内小中学校の児童生徒数 (人)

平成 27 年 10 月 1 日現在

学校	児童数	学校	児童数	学校	生徒数
角田小学校	683	東根小学校	42	角田中学校	447
枝野小学校	92	北郷小学校	170	金津中学校	121
藤尾小学校	121	西根小学校	97	北角田中学校	262
桜小学校	157	横倉小学校	183		

◆学び支援コーディネーター等配置事業に係る開催回数 (回) 及び参加人数 (人)

年度	H25	H26	H27
開催回数	59	115	132
参加人数 (延べ)	小学生 2,252 中学生 411 計 2,663	小学生 2,439 中学生 1,325 計 3,764	小学生 3,087 中学生 3,276 計 6,363

※H25年度の開催月は7～8月

H26年度の開催月は5～9月

H27年度の開催月は5～9月

(2) 小・中学校等の教育施設等の現状と課題

学校等の教育施設は、教育活動を展開する上での基盤であり、安全で充実した施設にすることが求められています。

学校施設の耐震化については、100%を達成しています。今後も、児童生徒の安全確保のため、老朽化が進む施設の補修・改修を計画的に進めていきます。また、教育設備の更新や時代の要請に応じた新たな教育設備を充実することも必要です。

さらに、統合後の残された校舎跡地の有効活用が求められており、地域の振興に寄与できる有効な利用方法等について、住民と協働しながら模索していく必要があります。

また、将来的には児童生徒数の動向を踏まえながら統廃合の検討も必要となります。

学校給食センターについては、建築から40年が経過し、施設や設備の劣化が進んだことから、新たな施設の整備を進めています。

◆学校施設の耐震化状況（完了年度）

小学校

学校名	角田小	横倉小	枝野小	藤尾小	東根小	桜小	北郷小	西根小
校舎	H22	H23	不要	H22	H24	H22	不要	不要
体育館	不要	不要	不要	H21	H23	H22	不要	不要

中学校

学校名	角田中	金津中	北角田中
校舎	H24	H22	不要
体育館	H21	不要	H20

◆新学校給食センターの施設の概要（平成28年8月供用開始予定）

場 所 : 角田市高倉字呉服屋地内

敷地面積 : 6,320.74 m²

構 造 : 鉄骨造2階建て

建築面積 : 1,894.56 m²

延べ床面積 : 2,178.01 m²

その他 : 1日あたり最大3,000食の調理が可能

(炊飯施設、アレルギー食専用調理室あり)

オール電化方式

3. 社会教育（生涯学習）の現状と課題

(1) 生涯学習の現状と課題

核家族化や少子高齢化により生活様式が多様化する中で、本市では市民一人一人が、生涯を通じて充実した生活を送り、自己実現を図っていくためには、生涯にわたりそれぞれのライフステージに対応した学習に自ら進んで取り組むことが必要です。

また、多様化、高度化する市民の学習意欲に対応できる体制を整備し、教育機関と各種団体等との連携を図りながら、市民と行政が一体となった活動を推進する必要があります。

自治センターは、生涯学習の拠点として学習活動を充実させるほか、その成果を活用し地域の教育力を向上させる役割が求められています。また、老朽化している施設を整備し、学習ニーズにあった環境づくりに努めていく必要があります。

市民センターもまた生涯学習の拠点として、教育委員会が市民大学講座を実施する等して、市民の自主的・自発的な学習活動の場として活用することが望まれています。

図書館には、多様化・専門化する市民の学習意欲への対処をするため、市民の生涯学習の中核としての役割が求められています。そしてそのためには、乳幼児を抱えた家庭や児童生徒・成人等の各世代の要望や、市民の学習意欲の高まりによる様々な分野の資料の求めに応じるための資料の収集を行い、蔵書内容の充実に努めることが求められています。

◆自治センター施設利用者数（人）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
人 数	57,099	62,740	60,228	69,295	65,115

◆図書館貸出者数（人）及び貸出冊数（冊）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
貸出者数	40,954	37,367	39,882	33,519	20,038
貸出冊数	157,266	137,848	146,554	129,264	94,621

(2) 歴史・文化資源の保存活用の現状と課題

本市には、国の重要文化財高蔵寺阿弥陀堂をはじめ多くの文化財があります。また、伊具郡衙（ぐんが：郡役所）跡と推定される角田郡山遺跡をはじめとした埋蔵文化財も数多くあり、貴重な地域の歴史文化資源として保存継承しています。

さらに、石川氏の入封により城下町が整備され、その姿が現在の町並みの基礎となり一部残されているところもあります。各地域には金津七夕等市内の各地区に伝わる祭りや郷土芸能等が現在も大切に引き継がれています。

このような地域に残された歴史文化資源は、本市独自の魅力となる重要な要素であり、歴史と文化を誇り、保護・保全に努めるとともに、伝統的文化活動を推進し、これらを

観光・交流資源として積極的に活用、発信していく必要があります。

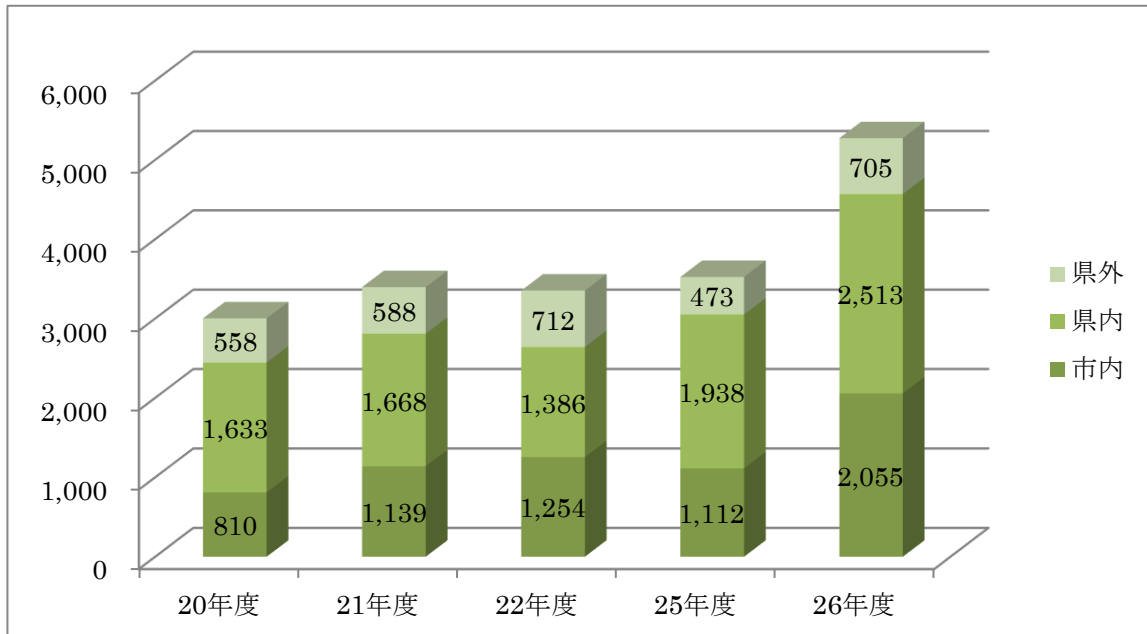
歴史や文化等に対する情報提供や、多様な学習テーマに対し生涯学習プログラムの提供、各保存団体や所有者間の連携等を支援し、保存活用に向けた活動サポートが求められています。

◆指定文化財一覧

平成 27 年 4 月 1 日現在

区分	名称	所在	指定日	区分	名称	所在	指定日
国指定	高蔵寺阿弥陀堂	高倉・高蔵寺	S25. 8. 29	市指定	高蔵寺の寺号額	高倉・高蔵寺	S57. 3. 26
	旧佐藤家住宅	高倉・寺前	S46. 8. 13		妙立寺の長持	神次郎・妙立寺	H3. 5. 28
	木造阿弥陀如来坐像	高倉・高蔵寺	S25. 8. 29		紺糸最上胴具足	角田・郷土資料館	H10. 1. 6
	梁瀬浦遺跡	岡・梁瀬浦	S52. 2. 17		長泉寺の梵鐘	角田・長泉寺	H16. 7. 22
	福應寺毘沙門堂奉納養蚕信仰絵馬	鳩原・福應寺	H24. 3. 8		称名寺の梵鐘	尾山・称名寺	H19. 12. 27
県指定	木造阿弥陀如来坐像	島田・称念寺	S39. 8. 7		文永 12 年銘供養碑	藤田・藤田寺	S43. 10. 1
	木造薬師如来坐像	稲置・薬師堂	S50. 4. 30		恕軒大町先生碑	藤田・喜松院	S56. 10. 20
	銅造千手観音像懸仏	小田・斗蔵寺	S39. 8. 7		伝佐藤継信・忠信供養碑	岡・天ヶ迫	H3. 5. 28
	金津の七夕行事（国選択）	尾山	H25. 3. 12		弘安元年銘碑	角田・専福寺	H19. 12. 27
	カヤの群生林	高倉・高蔵寺	H17. 5. 10		大般若経 600 卷	角田・長泉寺	S56. 10. 20
	高蔵寺の大杉	高倉・高蔵寺	H17. 5. 10		妙立寺の大藤	神次郎・妙立寺	H3. 5. 28
市指定	臥牛門	角田・長泉寺	S43. 10. 1		毘沙門堂のカヤ	鳩原・福應寺	H3. 5. 28
	諏訪神社社殿	佐倉・諏訪神社	S56. 10. 20		八幡神社の大杉	角田・八幡神社	H3. 5. 28
	諏訪神社石鳥居	佐倉・諏訪神社	S56. 10. 20		東東洋「松図」	角田・郷土資料館	H10. 1. 6
	八幡神社楼門	角田・八幡神社	S56. 10. 20		中村不折「山水図」	角田・郷土資料館	H10. 1. 6
	斗蔵寺観音堂	小田・斗蔵寺	S56. 10. 20		秋月「達磨大師」	角田・郷土資料館	H10. 1. 6
	旧氏丈邸	角田・郷土資料館	H3. 5. 28		妙安寺の井戸	角田字牛館	S58. 3. 29
	木造毘沙門天三尊像	鳩原・福應寺	S44. 10. 1		吉ノ内古墳	横倉古墳群	S61. 8. 28
	木造十一面千手観音坐像	佐倉・自照院	S49. 2. 1		石川家廟所	角田・長泉寺	S63. 8. 28
	木造阿弥陀如来坐像（旧像）	高倉・高蔵寺	S57. 3. 26		大久保古墳群	尾山字大久保	H5. 6. 29
	木造阿弥陀如来坐像	平貫・定迎寺	H3. 5. 28	土浮貝塚	小坂字土浮	H5. 6. 29	
	木造千手観音立像	小田・斗蔵寺	H3. 5. 28	西屋敷 1 号墳出土品	角田・郷土資料館	H3. 5. 28	
	石川昭光木像・七殉死者木像	角田・長泉寺	H26. 7. 25	吉ノ内 1 号墳出土品	角田・郷土資料館	H3. 5. 28	
	鉄鉢	小田・斗蔵寺	S43. 10. 1	角田祭ばやし	角田	S54. 6. 27	
	鰐口	神次郎・妙立寺	S56. 10. 20	福應寺毘沙門堂絵馬	鳩原・福應寺	H10. 9. 28	
敵国降伏の扁額	角田・八幡神社	S56. 10. 20					

◆郷土資料館入館者推移（人） ※23・24年度は震災により閉館



(3) 芸術文化活動の推進の現状と課題

東日本大震災で甚大な被害を受けた市民センターは、ホール棟の改築工事、研修棟の耐震改修工事等の実施により、市民文化活動の拠点施設として整備を行いました。こうした市民が芸術文化に親しむことができるハード面での環境づくりを図ることで、市民や角田市文化協会等の自主的な芸術文化活動が以前にも増して活発化しています。

一方、ソフト面では、これまでは角田市文化協会が、行政の手を借りないで自ら芸術文化全体の活性化と質の向上を図るための先導的な役割を果たしてきましたが、新たに市の文化振興事業の担い手として角田市芸術文化振興会が設立されたことで、市民と行政をつなぐ活躍が期待されています。



かくだ田園ホール

芸術文化は、一部の人が楽しむ特別なものではなく、すべての市民の心と生活を豊かにするものです。そのためには、全市民が芸術文化を生活の一部として親しむことのできる環境を整える必要があります。その中でも将来を見据えた人材を増やす取り組みが最重要課題となっています。

(4) 地域スポーツの振興と交流の現状と課題

角田中央公園エリアは、総合体育館、野球場、陸上競技場、屋内温水プール、テニスコート、多目的運動場、交通公園、スポーツ交流館等多様なスポーツ・レクリエーションのニーズに対応できる施設を備えています。また、市民ゴルフ場やパークゴルフ場が近接して整備されており、県南随一のスポーツ・レクリエーション拠点を形成しています。

◆角田中央公園エリアの利用者数の推移（人）

施設名	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総合体育館	52,293	51,801	45,624	62,386	60,022	65,517
野球場	8,005	9,057	6,697	13,202	12,157	10,608
陸上競技場	30,483	29,051	28,433	36,078	41,200	38,083
屋内温水プール	65,729	65,584	74,039	57,616	75,835	70,691
テニスコート	16,284	15,276	12,901	15,178	16,837	17,923
多目的運動場	10,174	11,962	8,139	13,812	6,687	12,272
芝生広場	7,205	8,150	9,330	10,984	9,350	3,289
ゲートボール場	471	532	349	282	316	387
スポーツ交流館	-	-	-	-	-	14,387
計	190,644	191,413	185,512	209,538	222,404	233,157

このような恵まれた環境にある市民のスポーツ振興については、平成26年3月に「市民一人1スポーツ」を基本理念に掲げる角田市スポーツ推進計画を策定しスポーツに関する施策の総合的な推進を目指しています。体育協会、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツ団体との連携により、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するとともに、各スポーツ団体が自主的に活動できるように支援し、幅広い年齢層の方々が生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを今後も継続していく必要があります。

さらに、阿武隈リバーサイドマラソン大会等の様々なスポーツイベントが開催され、市民の健康増進やスポーツ交流を担っています。引き続き、市民によるスポーツ・レクリエーション事業を支援することが必要です。

一方、角田中央公園エリアの各種スポーツ施設は、設置から年数が経過していることから老朽化が進んでおり、施設の補修や備品の交換等を早急に進め、利用者の安全性を確保する必要があります。

第3章 本市教育の目指す姿

1. 目指す姿（教育の基本理念）

教育を取り巻く社会の動向と、本市の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、本市が目指す教育の基本理念を次のように設定し、教育の振興を図ります。

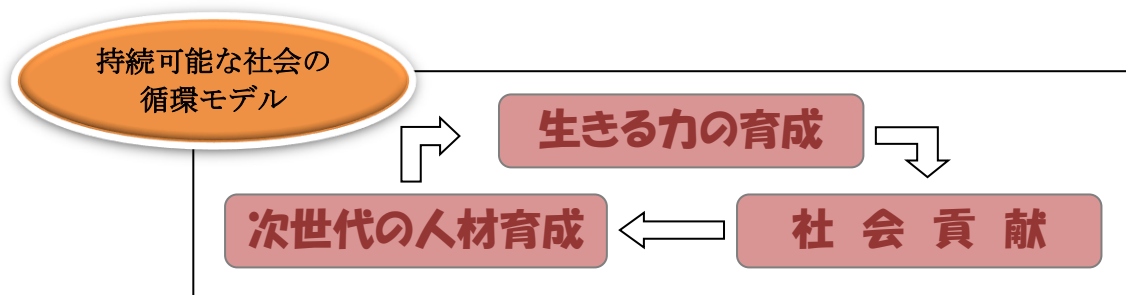
【本市教育の基本理念】

持続可能な社会を実現する人づくり

角田市第5次長期総合計画の基本構想（生涯学習・学校教育・スポーツ分野）に掲げる「心豊かな個性を育むまち」の実現に向け、「持続可能な社会を実現する人づくり」を目指します。

どんなに時代が変化しようとも、「人間が人間としてより良く生きられる社会を持続させていきたい」と誰もが願っています。児童生徒に生きる力を身に付け、それが土台となって問題解決能力が育成され、社会貢献できる人材が育ち、新たな世代の人材を育成することにつながる「生きる力の育成→社会貢献→次世代の人材育成」の循環が形成された時、持続可能な社会が実現されるものと考えます。

こうした社会の実現のために、より質の高い生活を次世代も含むすべての人にもたらす「確かな知性と豊かな感性を身に付け、創造的に社会のために行動できる人」を育てることを目標として、学校教育と社会教育（生涯学習）を連動させ、各施策を展開していきます。



2. 計画の目標

本計画の基本理念を実現するための基本目標を次のとおりとします。

基本目標 1

夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、未来を創造する力を育成します。

国際化、情報化の進展や経済活動の多様化により、これからの社会は、これまで以上に変化の激しいものになることが予想されます。

そうした変化の中でもたくましく生き抜いていけるように、必要な知識やコミュニケーション能力等を身に付けるとともに、夢や志の実現のため、自らが考え主体性を持った強い意志で行動できる人づくりを進めます。

基本目標 2

感性豊かで健やかな体を持ち、かけがえのない命を大切にすることを育成します。

さまざまな体験活動を通して得られる、人を思いやる心豊かなつながりの中で、より良い生き方が求められるように、知・徳・体の調和の取れた感性豊かな子どもを育成します。また、スポーツ等を通して健やかな体をつくり、生命や人権を尊重する心、公共心や社会性を育むとともに、自然災害等の危機を乗り越える知識・能力を養います。

基本目標 3

学校・家庭・地域の連携の強化を図り、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくります。

家庭においては、基本的な生活習慣や自立心を育むとともに、地域が家庭を支え、その基盤の上で学校教育において、体系的な知識・技能を習得し、集団生活の中で社会性を育むことができるようにします。そして、学校・家庭・地域のそれぞれの教育力を充実させるとともに、相互の連携の強化を図り、自然、産業、文化等の郷土が有する豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくります。

基本目標 4

あらゆる世代が生きがいを持って学び続ける生涯学習機会の充実を図ります。

少子高齢化や核家族の進行、IT等でのグローバルな情報社会の進展の中、生涯を通じて健康で生きがいのある充実した生活を送るため、各年代に応じた学習ニ-

ズに応える様々な学習機会を提供できるよう自治センターや市民センター等の学習拠点施設、図書館機能の充実を図ります。また、学習を通じて互いに高め合える地域社会をつくります。

基本目標 5

地域に伝わる歴史・文化遺産を大切に保存活用しながら、次世代に引き継ぎます。

市民共有の貴重な財産である豊かな自然や歴史的な遺跡・文化財、伝統芸能等を調査・研究し、保存活用しながら、ふるさとの貴重な遺産を次世代に引き継ぐ市民意識の高揚を図ります。

また、ふるさとの歴史教育の拠点としての郷土資料館の充実を図り、市民に親しまれる企画展等をとおして、ふるさとを愛する心の醸成を図ります。

基本目標 6

市民一人一人が人生を豊かに過ごせるよう芸術文化活動を推進します。

芸術文化に触れる機会の充実や芸術文化活動を生かした人づくり、さらに市民団体との協働により、芸術文化活動の拠点施設である市民センター機能を充実させ、市民一人一人が豊かな人生を過ごせるよう芸術文化活動を推進します。

基本目標 7

市民一人1スポーツを目指し、健やかな心と体をつくる生涯スポーツを推進します。

「市民一人1スポーツ」を目指し、ライフステージに応じた誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、いつまでも気楽にスポーツに親しみ、楽しめるような生涯スポーツを推進し、健やかな心と体づくりとスポーツによる健康で明るい地域づくりを図ります。

第4章 施策の展開

1. 施策の全体体系



2. 施策の基本方向

【学校教育環境の充実】

自ら学び、自ら考える力を育み、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成するための教育環境の充実を図ります。健康で豊かな情操と道徳性を備え、創造力に富んだ、視野の広い人間の形成に努めます。

(1) 学校教育の充実

- ①確かな基礎学力の定着を図るため、教育環境の整備を進めます。
- ②豊かな心と広い視野、そして健やかな体を持った児童生徒を育成するとともに小・中・高等学校連携のもと、系統的なキャリア教育※2を推進し、児童生徒が将来の社会人としてより良い生き方を主体的に求めていく教育活動を展開します。
- ③いじめ等を防止し、安心して学校生活を送れるよう、一人一人の児童生徒に配慮した教育環境づくりに取り組みます。
- ④生きる力を育むために、家庭・地域との連携を図り、地域に開かれた活力ある学校づくり特色ある学校づくりに努めます。

(2) 小中学校等の教育施設等の充実

- ①児童生徒の安全確保を図るため、学校施設の補修・改修等を進めるとともに、教育設備の充実を図ります。
- ②平成28年8月に稼動する新たな学校給食センターを適切に運用し、児童生徒の健やかな体づくりに努めます。
- ③予想を上回る少子化による児童生徒数等の減少を踏まえ、幼稚園・小学校・中学校の適正規模、適正配置のための検討を行います。

※2 キャリア教育：個人が社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるための教育。

【生涯学習の推進】

市民一人一人が生きがいを持ち、心豊かで充実した人生を送るために、生涯にわたりそれぞれのライフステージに対応した学習に自ら進んで取り組める環境づくりに努めます。

(1) 生涯学習の充実

- ①関係機関・団体と連携し生涯学習を推進します。
- ②市民ニーズの高い生涯学習機会の充実を図ります。
- ③生涯学習活動拠点の充実を図ります。
- ④生涯学習事業を通して人材の養成を図り、地域づくりを支援します。

(2) 歴史・文化資源の保存活用

- ①地域で培われてきた歴史文化資源の保存・活用に努めます。
- ②地域の祭や郷土芸能を次世代に引き継ぐため、保存団体と連携しながら継承者の確保・育成に取り組むとともに、広く発表する機会を設けます。
- ③郷土資料館を充実させ、市民の宝としての文化資源を広く公開することにより、文化財への理解を深めるとともに観光・交流・教育の資源として積極的に活用します。

(3) 芸術文化の振興と市民参加

- ①市民センターの文化ホールの機能を最大限に生かした芸術文化事業を展開します。
- ②市民が自主的に活動する芸術文化事業を支援し、その活動を推進します。

(4) 地域スポーツの振興と交流

- ①市民のライフステージ（子ども、働く世代、高齢者、障害者）に応じたスポーツ活動を推進します。
- ②地域に夢と活力をもたらすスポーツ交流を推進します。
- ③誰もが快適に親しむことができるスポーツ環境を整備します。

3. 重点的取組

【重点的取組 1 学校教育の充実】

(1) 確かな基礎学力の定着

- ・地域の良さを取り入れた特色のある学校経営を行い、確かな基礎学力の定着を図り、学力の向上を目指します。
- ・学校図書館の図書充実と学校図書館支援員の活用、さらに市立図書館との連携により図書館機能を充実させ、豊かな心の育成と全ての学力の基礎となる読解力の向上を図ります。
- ・『角田市学力向上ゆめプラン』に基づき、家庭との連携を図りながら、家庭学習の習慣を定着させ、学力の向上に努めます。
- ・放課後や長期休業中に学習室を開き、自主学習定着への取り組みを推進します。

(2) 豊かな心・広い視野・健やかな体づくり・キャリア教育の推進

- ・外国人の英語指導助手(ALT)を活用した英語教育の充実に努め、確かなコミュニケーション能力を育て、国際理解教育を推進します。
- ・情報化社会に対応した学習環境づくりに努め、ICT（情報コミュニケーション技術）を活用した情報教育の充実を図ります。
- ・宇宙に関する教育の推進により、未来社会に対応できる創造性豊かな児童生徒の育成を図ります。
- ・保健・体育等の充実により、健康な体づくりと体力・運動能力の向上を目指します。
- ・「早寝、早起き、朝ごはん」をスローガンのもと実行し、健康な体づくりを推進します。

(3) 安全・安心な教育環境づくり

- ・いじめ防止等のため、学校・家庭・地域及び関係機関との連携強化により、早期発見、早期対応を図ります。また、電話相談、安全・安心パトロール等の事業を継続して進めます。
- ・全ての子どもが自己肯定感を持てるよう、志教育を推進します。
- ・就学支援が必要な子どもに対する経済支援の充実を図ります。
- ・障害のある児童生徒が安心して学べる環境づくりを推進します。
- ・登下校時における児童生徒の安全を確保するため、地域ボランティアによる見守り活動を支援します。

(4) 地域に開かれた学校づくり

- ・地域と連携しながら特色ある体験活動や交流活動を実施します。
- ・学校評議員等により地域の声を取り入れた開かれた学校づくりを推進します。

【重点的取組 2 小・中学校等の教育施設等の充実】

(1) 学校施設等の充実

- ・老朽化が進む施設の補修・改修を計画的に進め、安全・安心な環境づくりを進めます。
- ・屋内運動場等の老朽化した学校施設の補修・改修を進めるとともに、児童生徒が健康で快適な学校生活を送れるよう室内環境対策を推進します。
- ・情報化社会の進展等時代の要請に応えた教育機器等の整備を進めます。
- ・余裕教室や放課後の屋内運動場及び未利用校舎や学校敷地の有効活用を図ります。
- ・児童生徒数の減少に関する将来推計等の情報を保護者、地域の方と情報共有し、適正規模、適正配置に関する検討機関を設け、検討を行います。

(2) 学校給食の充実

- ・衛生的かつ機能的で環境に配慮した施設として、新たな給食センターを整備します。
- ・関係機関と連携し角田産米を使用した米飯給食を中心に、地場産品や郷土に伝わる料理を積極的に学校給食に取り入れ、安全・安心で季節感あるおいしい給食を提供します。
- ・食物アレルギーを持つ児童生徒においても楽しく給食時間を過ごせるよう、食物アレルギー対応食の提供を行います。
- ・健全な食生活が実践できるよう、学校給食を「生きた教材」として活用し、学校・家庭・地域が連携して「食育」を推進します。

【重点的取組 3 生涯学習の充実】

(1) 生涯学習推進体制の充実

- ・自治センター等の推進機関の充実と社会教育関係団体との連携を図ります。
- ・社会教育専門職員を増員し、活動の支援や情報の提供、相談の体制を整備します。

(2) 生涯学習機会の充実

- ・利用しやすく整備した市民センターや自治センターを活用し、ニーズにあった学習内容を提供することにより、生涯学習機会の充実を図ります。
- ・図書館を中心に生涯学習に関する情報を提供することにより、市民の学習意欲を高め、自主的な学習活動を支援します。
- ・生涯にわたる読書習慣や自主的な学習能力を育むため、子ども図書館等の充実を図り、幼児期から本に親しむ環境づくりを進めます。
- ・家庭・地域・学校がそれぞれの役割の重要性を認識し、相互に連携し支え合いながら、家庭教育の支援や高齢者の学習活動の啓発を図り、豊かな地域づくりに取り組みます。

(3) 生涯学習関連施設の充実

- ・図書館や市民センター、自治センター等生涯学習の拠点となる施設を時代にあった、より利用しやすい環境に整えます。
- ・自治センターを地域づくりの拠点施設として、地域活動団体等が自主的に活動しやすい環境を整備します。

(4) 人材の育成と社会教育関係団体への支援

- ・生涯学習事業を通し、学びの活動を支える人材の育成を進めます。
- ・青少年の豊かな人間性や社会性を培うため、「ジュニア・リーダー」を育成するとともに、ボランティア活動等社会奉仕活動や自然体験活動、スポーツ活動等様々な体験活動の機会の充実に努めながら青少年相互の交流を推進します。
- ・市内で自主活動をしている社会教育関係団体の活動しやすい環境づくりや活性化を支援します。
- ・「市民と行政の協働のまちづくり」を目指し、地区振興協議会等の地域活動団体の自主的な活動を支援します。

【重点的取組 4 歴史・文化資源の保存活用】

(1) 歴史文化資源の保全・継承

・指定文化財を中心に保存と次世代への継承に努めるとともに、民間所有の指定文化財を保存するための助成制度の更なる充実を図ります。

・古代の伊具郡衙（ぐんが：郡役所）跡と考えられる角田郡山遺跡の学術発掘調査を引き続き実施し、国指定史跡化を目指します。

・高蔵寺、斗蔵寺及び福應寺毘沙門堂奉納養蚕絵馬等の歴史文化資源の保全と観光振興の視点を両立し、有効活用を図ります。

・地域住民等による史跡の見どころや史跡を巡るマップづくり、案内板の設置等自主的に行う活動を支援します。



福應寺毘沙門堂奉納養蚕絵馬

(2) 祭りや郷土芸能の継承

・金津七夕や角田祭ばやし等の無形民俗文化財を継承する団体と連携し、継承者の確保・育成を図ります。

・古くから伝わる地区の祭りや郷土芸能等の公開の場を作るとともに、後世に映像として伝えます。

(3) 郷土資料館の充実

・郷土資料館（旧氏家邸）の維持保存に努め、次世代に貴重な文化財として継承します。

・郷土資料館の有効活用として、各種企画展・催事等を開催し、交流人口の向上に努めます。

・郷土資料館の展示の在り方を検討し、新たなまちなか交流拠点の一部と位置付け整備を図ります。

・収集資料を展示、保管できる新たな施設の設置を目指します。

・学校教育との連携を強化し、授業の一環として郷土資料館の活用を図ります。

【重点的取組 5 芸術文化の振興と市民参加】

(1) 市民センター機能を活用した芸術文化活動の推進

- ・様々な分野の優れた芸術作品を鑑賞する事業の実施を推進し、特に将来を担う子どもたちが幅広く芸術文化に触れる機会をつくれます。
- ・ミュージカルや公募展等市民自らが創り上げる市民参加の創造事業をはじめ、創作活動を体験するワークショップ等を企画し、参加しやすい環境をつくれます。
- ・芸術文化の拠点となる市民センターを利用者の意見を取り入れながら、さらに利用しやすい環境に整えます。



田園ホールオープニングイベント

(2) 文化活動を行う団体・個人への育成支援

- ・市民が主体となる角田市芸術文化振興会が行う文化振興事業を支援し、市民文化の創造を目指した芸術文化の振興を図ります。
- ・角田市文化協会と連携して事業を展開していくことで、市内文化団体の活動推進につなげます。
- ・市民の芸術文化への関心を呼び覚まし、関心を持つきっかけとなる講座やシンポジウムを実施し、文化活動を行う市民を増やします。
- ・様々な分野で活動する団体や個人が、芸術文化を通して交流ができる環境づくりを図ります。

【重点的取組 6 地域スポーツの振興と交流】

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ・「市民一人1スポーツ」の実現に向けて、年齢層等（子ども、働く世代、高齢者、障害者）に応じたスポーツプログラムの創出を図ります。
- ・気軽に健康づくりができるスポーツ・レクリエーション活動の普及を関係機関・団体と連携し、事業を実施します。

(2) 地域に夢と活力をもたらすスポーツ交流の推進

- ・団体、地域、学校等が主催する各種スポーツイベントを支援し、市民参加型のスポーツイベント活動の推進を図ります。
- ・スポーツコミッション（スポーツイベント誘致による地域経済の活性化を図る取り組み）やスポーツツーリズム（スポーツ観戦と周辺観光とを融合させ交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る取り組み）の推進を図ります。
- ・競技団体の支援、指導者の育成、学校部活動の推奨により競技スポーツの推進を図ります。



リバーサイドマラソン大会

(3) 誰もが快適に親しむことができるスポーツ環境の整備

- ・角田中央公園エリアの各施設の安全確保を図るとともに、施設や設備の改修、備品の更新等により、利用しやすい環境をつくります。
- ・スポーツ活動に関する情報提供や相談体制の整備を図ります。
- ・市民のスポーツ活動の担い手となる体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等を支援育成します。
- ・地域のスポーツ・レクリエーション活動の指導者を育成します。

第5章 計画の推進

1. 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進していくためには、基本政策や各施策の進捗状況について定期的に点検を行うとともに、本計画の見直しを行う等、その時の社会状況に応じた計画の実行に努めていきます。

点検については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、毎年度実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、検証していきます。

また、角田市第 5 次長期総合計画と連動し、計画の進行管理を行っていきます。

2. 関係部局との連携

本計画の推進に当たっては、子育て、福祉、地域づくり等様々な分野を所管する関係部局との相互連携を図り、効率的に施策を推進していく必要があります。幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援等について事務の連携を図り、検討を行います。

また、学校、地域、各種団体、企業、ボランティア等様々な教育に関する機関とも協働・連携し、多様な主体と協力しながら事業を推進していきます。

3. 情報の発信と収集

目指す教育の姿を実現するためには、各種団体や市民との協働による効果的な教育施策の推進を図ることが重要であり、そのためには幅広い市民の理解と協力を得ることが必要です。

そのため、本市教育行政の目指す方向性や施策の内容、実施方法等に関して、分かりやすく丁寧な情報提供に努めていきます。

また、急速に変化する社会の中で、本市の教育が対応すべき課題も刻々と変化しており、こうした状況に対応するため、市民意見やニーズの的確な把握に努めていきます。

角田市教育委員会 教育総務課

T E L 0224-63-0130

F A X 0224-63-4884

E-mail kyoui@city.kakuda.lg.jp

角田市 総務部 企画財政課

T E L 0224-63-2113

F A X 0224-62-4829

E-mail kikaku-zaisei@city.kakuda.lg.jp

角田市議会第 406 回定例会

所 信 表 明

令和 2 年 9 月 3 日

お許しをいただきましたので、市政に対する所信を述べさせていただきます。

去る七月十二日執行の角田市長選挙におきまして、多くの市民の皆様のご支持をいただき、第七代角田市長として、市政を担わせていただくことになりました。市長という職責の重さに身の引き締まる思いであります。市民の皆様の期待を真摯に受け止め、全力で職務に取り組んでまいる所存です。

市政を遂行するにあたり、議員各位と市民の皆様に、私の市政運営の基本姿勢をお示しいたしますので、ご理解とご協力をいただきたいと存じます。

角田市制施行より六十二年。この間、時代に即応した様々な施策の取り組みがなされ、今日の角田市が築かれてまいりました。市政の舵取りをされた歴代の市長をはじめ、議員各位、市政にご尽力いただいた皆様に、あらためて敬意と感謝を申し上げます。

先人が培った市政の蓄積を礎としながら、激動する新時代にしっかりと向き合い、新たな視野と勇気を持って、より良い角田市の創造を目標に、市政運営に全力を傾注してまいります。

私の行う市政の主役は市民であります。市民の皆様は活力やポテンシャルに満ちあふれています。それは言わば「市民力」です。角田市の新時代を生き抜く力は、この市民力に他ならないと確信します。市長の役割は、市民力を引き出し、それをまとめて市の活性化に結び付けていくこと、市職員の役割は市民力を支えていくことだと心得ます。目指すべき都市像を市民の皆様と共に持ち寄り、共に考え、共に創ってまいります。

その意味で、市政に臨む姿勢として「現場主義」に徹していきたいと思えます。市政の課題も可能性も、机上ではなく現場、つまり市民の皆様の暮らしの営みの中にあると考えます。常にアンテナを高くし、積極的に市民の皆様のお考えや活動に触れ、市民の目線を大切にして、市政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

さて、今日の社会情勢は、困難の度合を増しております。進行する人口減少、自然災害の増加、さらに新型コロナウイルス感染症のまん延など、急激な変化と想定を超える危機に対し、社会が十分に対応できていない状況にすらあります。

そういう状況下で、角田市においても現在、急激な少子高齢化・人口減少の加速、令和元年東日本台風災害、新型コロナウイルス感染症、感染症による経済活動の急激な悪化、財政難等、幾多の大きな危機に直面しております。この困難な状況をなんとしても克服し、災害の時代、特にウィズコロナに対応するた

めの新しい生活様式の導入など、これまでとは違った局面の中で、如何にして活力ある角田市を再興していくかが、私に与えられた使命であると認識しております。

角田市の当面の最重要課題は、「防災・減災対策」、「少子化対策」、「持続可能な行政経営」だと認識しております。

最重要課題の解決を目指し、角田市の新時代を生き抜くために、まずは市政運営の指針を示さなければなりません。その具体的な計画となるものが第六次長期総合計画（以下、「第六次計画」という。）であります。本来であれば、昨年より本格的な策定作業に入る予定でありましたが、台風災害の復旧等を優先したことから、予定を一年遅らせて、本年度と来年度で策定作業を進め、議会にお示しし、令和四年度より新たな歩みを進めてまいります。角田市政の「最上位計画」であり、進むべき羅針盤としての総合計画の位置づけとなります。第五次計画を検証しつつ、長期的な人口ビジョンを策定したうえで、角田市が今後目指すべき都市像を設定し、それを実現するための具体的な施策を検討してまいります。特に、策定にあたっては市民の参画に重きをおきながら、市民の皆様が主体的に活動できるような計画を目指してまいります。

また、「角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和三年度までであることから、次期総合戦略は第六次計画に包含して一体的に策定いたします。「長期総合計画」と「総

合戦略」を連携し、市民主役の原点に立った施策を展開し、地域の活性化、地域の再生を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、平成三十年三月に策定された「第四次行財政集中改革プラン」が本年度で計画期間が満了となることから、次期プランを策定する必要があります。様々な改革を行ってきたものの、公債費や人件費等の伸びを背景として、経常収支比率の悪化に歯止めがかかっておりません。次期行財政集中改革プランにおきましては、第六次計画の裏付けとなる中長期の財政計画に基づきながら、持続可能な行政経営に主眼を置く計画として、取り組んでまいります。

困難を克服し、角田市の新時代を生き抜くために、以上の計画を策定するにあたり、次の五つを市政の重点目標として掲げ、希望を見出してまいりたいと考えております。

第一の重点目標は、命を守り豊かにはぐくむ、安心安全なまちづくりであります（防災・減災・医療・福祉）。

はじめに、防災・減災対策です。角田市は自然災害の中でも特に水害に永年悩まされてまいりました。近年の異常気象が続く中、今後さらに頻発することが予測される大規模水害に対応すべく、角田市国土強靱化地域計画を早急に策定するとともに地域防災計画の見直しを行ってまいります。ハードとソフトを兼ね備え、市民の生命と財産を守る計画にしなければならないと考えております。

次に、感染症対策です。世界規模の気候変動や環境破壊などにより、予期せぬ感染症の危険にさらされる可能性が高まると言われております。国の動きなどを注視しつつ、宮城県や医療機関との連携強化、物資の備蓄などを進めてまいります。

次に、命の誕生から老後の暮らしまで、安心して生活していくことのできる地域包括ケア社会の更なる充実です。その一つとして、仙南医療圏において必要な医療を適切に受けられる体制の構築に尽力してまいります。

第二の重点目標は、子どもたちと共に、生きる力を養う、ひとづくりであります（少子化・子育て・教育）。

先ず、安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備です。出産・育児環境の更なる充実を図ってまいります。その方途として産科・小児科の復活を働きかけるとともに、子ども医療費、保育料、学校給食費につきましては、財源の見通しを図りつつ無償化を目指してまいりたいと考えております。

次に、少子化対策の成功事例に学ぶということです。全国の自治体の事例に注目し、有効な施策があれば柔軟かつ積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

次に、教育の充実であります。子ども達がより良い教育を受けられる「角田市の教育ビジョン」を示します。情報通信技術（ICT）の活用や語学教育を推進し、「教育レベルの向上」に力を入れてまいります。

さらに、「ふるさとを誇りに思う人づくり」を目指します。
地方から都会への流れを変え、地元で活躍する人材を育ててま
いります。授業の中に角田市の歴史、文化、地域産業、地域コ
ミュニティーなどを学ぶ「ふるさと学習カリキュラム」を設け
ることを検討します。また、子どもの育成に地域が積極的に関
わるコミュニティースクールの導入を検討してまいります。こ
のにより、家庭や地域の中でのあたたかい声かけや、道徳
心が醸成され、協力して社会を築き上げることの大切さを理解
し、成長段階に応じて自分で考え、様々なことに対応できる力
=「生きる力」を身につけることのできる教育を目指してま
いります。

第三の重点目標は、連携を強めることです。

先ず、国・県との連携です。災害時などの対応の迅速化、確
実な復旧復興を可能にしてまいります。財政難で市単独の事業
が厳しい中、今後も国・県の補助事業を積極的に活用し、必要
な政策の実現と、財源の安定確保に努めてまいります。

次に、自治体間の連携です。多様な行政事務を一自治体のみ
で担っていくことはもはや困難な時代の中で、各自治体単独で
は解決が難しい課題が数多くあります。これらには互いに協力
し連携して解決に当たらなくてはなりません。近隣市町との広
域連携など、協力関係をさらに深めてまいりたいと考えており
ます。

次に、地域との連携です。自治センターを地域の拠点として、持続可能な地域づくりを目指します。これからの角田市の持続、活性化は、地域コミュニティーの再生なしには成し得ません。地域の特色を活かし、地域ごとに、必要な様々な自治を、住民の協議と合意のもと、進めてまいりたいと考えております。

次に、市民と市役所の連携です。市職員が自らの多様性と専門性を活かし、市民に奉仕できる、市役所の環境づくりを進めてまいります。

第四の重点目標は、地域産業の振興です（産業支援、持続可能な行政経営）。

角田市の発展には、地域産業の振興が不可欠であります。新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃をこうむっている角田市の産業を、行政ができることを総動員して支援してまいりますとともに、ピンチをチャンスととらえて、ウィズコロナの時代を生き抜く、足腰の強い地域産業づくりに、産・学・官・民が連携し「オール角田」で取り組んでまいります。

先ず、基幹産業としての農業の再生と発展を支援してまいります。コロナ禍によって、食料自給の重要性を思い知らされました。農業と食を主軸に新たな地域産業の創設を目指してまいります。あわせて、若い後継者の挑戦・育成を支えてまいります。

次に、商業を支え、街の賑わいを創出してまいります。角田

市商工会をはじめ、農業団体及び地域の各種団体などに主体的な振興事業を働きかけ、支援してまいります。また、農・商・工連携に新たな技術革新を加えた、六次産業を超える新たな産業を街の中に創設することを提案、支援をしてまいります。

次に、市内の企業との連携を強めるとともに、新規企業の誘致に努めます。そのためにも、工場などの用地確保を支援してまいります。また、角田市には自然豊かな環境があります。テレワークやICTなどを活用した新たなビジネスモデルの可能性を探ってまいります。

第五の重点目標は、地域活性化であります。

先ず、地域資源を活かし、更なる賑わいの創出に力を入れてまいります。自然環境、歴史・文化、地域産業、施設環境を新たな角度から見直し、魅力を引き出し、関係人口や交流人口の拡大、そして移住・定住へと導く努力を続けてまいります。特に、ウィズコロナの新生活様式の中で、感染の予防対策を徹底しながら「安心安全であること」を強みとして活かしていきたいと考えております。

次に、角田市を更にアピールしてまいります。角田市は目立たない、露出度が低い、などと言われます。内外に向けた広報に力を入れて、認知度を高めていきたいと考えております。

以上、重点目標をお示しいたしましたが、これらはそれぞれが密接に関わりを持つものであることから、政策間の連携を強

化して取り組んでいく必要があります。さらに、重点目標に掲げた項目以外にも、課題は山積みであります。一つ一つ、確実かつ迅速に課題解決のために取り組んでまいり所存であります。

最後に、繰り返しになりますが、角田市は現在、幾多の要因により顕在化する諸課題を抱えております。この状況を克服するのは並大抵のことではないと認識しております。角田市民の皆様にご理解をいただき、「市民力」を結集していただくことで、揺るぎ無い将来像を共有し、その上で、向かうべき方向と指針をしっかりと打ち出し、ご理解をいただいで共に協力して進んでまいりたいと思います。「オール角田」一体となった取り組みが可能になれば、角田市の新時代に光明が差ししてくるものと信じます。角田市民の皆様と共に、新時代の角田市のまちづくりを誠実に、粘り強く、全力を尽くして取り組んでまいります。

議員各位並びに市民の皆様におかれましては、市勢発展のため、率直なご提言やご指導、格段のご協力を賜りますよう御願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。